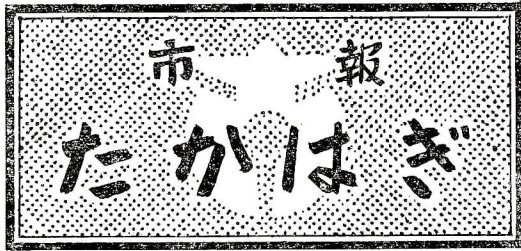


第19號

毎月一回五日発行

所 役 市 高 薪 行 所
課 務 總 集 編
所 刷 印 藤 枝



明るい郷土

住みよい高萩

新年度の施政方針

高萩市長 小峰 威 夫



過去二ヶ年にわたる合併後のあとを顧みず、各位の特段なる御協力によりまして各股にわたり着々その成果を収めておりますことは御同慶に堪えないところであります。この度の新年度予算編成に当りましては各部常任委員会におきましては早朝より深夜に至るまで極めて御熱心に事前審議をなされ、有効適切な御発言を戴きましたことにつきましては深甚なる感謝の意を表する次第であります。

のものと
図り
持し

のものと
図り
持し

のものと
図り
持し

のものと
図り
持し

過去年にわたる合併後のあとを顧みず、各位の特段なる御協力によりまして各股にわたり着々その成果を収めておりますことは御同慶に堪えないところであります。この度の新年度予算編成に当りましては各部常任委員会におきましては早朝より深夜に至るまで極めて御熱心に事前審議をなされ、有効適切な御発言を戴きましたことにつきましては深甚なる感謝の意を表する次第であります。

のものと
図り
持し

のものと
図り
持し

のものと
図り
持し

のものと
図り
持し

一、鳩山内閣の退陣による石橋内閣の成立、石橋首相の病氣による岸内閣の成立等、極めてめまぐるしい政変のため、国及び県の方針の未定であること
二、税制改正の見透しの不鮮明であること
三、地方財政制度の改正の大綱が遅れておること等のために現行制度に則つて算定手続を進めました。即ち年間を通ずる才入の見透し

のものと
図り
持し

のものと
図り
持し

のものと
図り
持し

のものと
図り
持し

等が、御承知の通りの種々な事情からして未だにその決定を見ないことは甚だ遺憾に存じている次第でございます。

しかし各位の格別な御配慮によりまして第一、第二、第三或は第四など、旧市庁舎を中心とした地域に目下それぞれ物色中であり、遠からず決定を見ることを信じております。

新市庁舎の建設計画は、一部三階(議場) 二階建鉄筋コンクリート造り 総坪数三五〇坪、一坪当り七万円、この金額二四五〇万円、三十二、三十三年度にまたがる二箇年継続事業とする予定でございます。

起債許可の方針は木造による査定なので、一坪当り三万八千七百円と成りますので此の起債金額一、〇〇〇千円は当然許可あるものと見ております。尚、第一年度の一般財源は六、七五三千円あります。

2、統廃合の新設小学校の件は、現存する中学校六校を四校に、小学校九校を五校に即ち十五校を九校に統廃合する予定で先づ本年は横川中学校をスクールのバス(国鉄バスの特発)によつて、高萩中学校に統合する予定であります。

尚、新設小学校の敷地は過般の駅東地区土地区画整理委員会の承認を得ましたので市有地約八千坪を当てる見込みであります。新校舎

建設の構想は鉄筋コンクリート造り二階建二棟六五〇坪(十四教室、收容児童数八一四名)一坪当り、五万五千元、総計費三六、七四五千円、此の財源国庫補助一六、〇〇〇千円、起債一七、〇〇〇千円、一一般財源三、〇七五千元を充てる見込であります。

3、合併後に於ける給与の凸凹を調整し、事務能率の増進を図るため、八分を増額した。此の金額一、四〇〇千円となります。

以上予算編成の大綱を申し上げます。以下各課の予算編成につきましては、款、項、目の順序に従つて担当の課長から詳細御説明申し上げます。

2、本市昭和三十三年年度予算書提出致しましたのでよろしく御審議の上、議決あらんことを御願ひ申上げます。

望海、関口、下野、高萩經由高萩駅迄の新路線何れも近いうちに開通の見透しです。

5、跨線橋の取付道路の作(工費三百万円)

6、日立電鉄バスの川側、関口、千代田、和野、北方經由高萩循環線

7、国鉄バスの下野、望海、関口、下野、高萩經由高萩駅迄の新路線何れも近いうちに開通の見透しです。

4、防衛道路の改修(高萩大子線)(工費三百万円)

3、新規事業として高萩海岸の防波堤の築造(二七〇米工費二千万円)

2、旧国道の舗装(約七千二百米工費三千万円)

1、駅東新道の舗装(約二千万米工費三千万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

米工費七百万円)

区内を課税の対象とするものである。

○議案第三号 高萩市市税條例中一部改正について

○議案第四号 高萩市手数料の一部改正である。

○議案第五号 高萩市工場誘致條例中一部改正について

前回の議会で設定した條例に更に昭和三十一年四月一日以降生産を開始した工場、事業場に対しても本條例を適用できるように念を押しなお手続の期間の字句の読み替え規定を附則に加えたものである。

○議案第六号 消防団員等公務災害補償條例設定について

本條例は昭和三十年高萩市條例第十四号を廃し新たに設定されたもので団員のほか消防に従事したものに對しても災害補償を行つて等大市な補償をする條例が設定された。

○議案第七号 隔離病舎入院患者の食費薬価徴收條例設定について

本條例は隔離病舎入院患者の食費及び薬価を患者の属する世帯主から徴収する條例である。

○議案第八号 市有地売却処分について

高萩パルプ工場厚生施設建設のための敷地として市有地を売却処分するものである。

○議案第九号 市基本財産積立金及び学校基本財産積立金繰入並に補填について

市庁舎費並に新設小学校舎新築費に充てるため基本財産積立金を才入に年次繰入補填するものである。

○議案第十号 再賦積立金繰入について

同様に昭和三十一年度才入に繰入れるものである。

○議案第十一号 寄附金及び土地並に建物寄附受領について

高萩炭礦株式会社 菊池 寛 突

但し高萩市消防団第十分団金の見建設費として一、金五万円也

望海炭礦株式会社 阿部 正 寿

但し高萩市消防団第十分団の火の見建設費として一、烟 参 貳 拾 八 分 大 字 上 君 田

佐川 勝 次

但し上君田小学校敷地として、木造瓦葺平家建六坪 壹 棟

大字横川区長 豊 田 清 明

但し高萩市消防団第十七分団機具置場兼詰所として

○議案第十二号 一時借入金議決について

昭和三十一年度予算内支出のための一時借入をなすものである。

○議案第十三号 庁舎建設

事業費起債について

○議案第十四号 小学校新築事業費起債について

○議案第十五号 市管住宅建設事業費起債について

○議案第十六号 昭和三十一年度高萩市才入才出追加更正予算について

追加才入總額九〇七、八一四うち①市税四、六二八、〇〇〇②地方交付税二、三三六、〇〇〇③公企業及び財産収入三、一〇七、〇〇〇④国庫支出金 一、〇八七、一八九円の減これは国有資産等所在市交付金及び納付金が市税へかわつたために減となつた。

⑤県支出金三、二七五、〇〇〇円の減これは隔離病舎建設費補助の減である。⑥寄附金 一九一、〇〇〇円の減 ⑦雑収入 八五〇、〇〇〇円⑧市債 五、五〇〇、〇〇〇円の減は失対事業及び隔離病舎建設公債費の減

追加才出は①議会費二二、〇〇〇円 ②役所費二五、七六七、七二六円③消防費七〇、〇〇〇円④土木費一九八、五九三円⑤教育費六五、一〇〇円⑥社会及勞働施設費三五、一三三〇円⑦保健衛生費六、一一八、七四二円の減は隔離病舎施設費の更正 ⑧産業經濟費一〇九、二〇〇円⑨財産費一、一九、〇〇〇円⑩諸支出

金三二三、六〇四円で計九〇七、八一四で總予算額一五六、五九二、四七二円となつた。

○議案第十七号 昭和三十一年度高萩市都市計画事業費才出更正予算について

予算内の一部更正である。

○議案第十八号 自動車処分について

○議案第十九号 自動車購入について

庁用ジープの売買に對する事件決議である。

○議案第二十号 昭和三十一年度高萩市才入才出予算について

○議案第二十一号 昭和三十一年度都市計画事業費才入才出予算について

一般會計において本年度總予算額一八四、八三一、一三〇円で昨年度当初に比し五九、六〇三、七五七円の増をみた。

特別會計(都市計画事業費)において本年度予算總額一、四六六、六七五円で昨年度に比して、三、〇二八、二九一円の減となつた。

その内容のあらましについては別載のとおりである。

○議案第二十二号 自動車処分について

○議案第二十三号 自動車購入について

衛生用自動車の売買に關する事件決議である。

○議案第二十四号 土地買入について

新設中戸川小学校敷地

として土地購入の事件決議である。

○議案第二十五号 火葬場建築について

先般の火災にかゝる火葬場建設の事件決議である。

○議案第二十六号 クリスマス島原水爆実験中止要請について

櫻村議員(議会の同意者六名)の動議による提出案件で平和人類の繁栄のためその実験中止を内閣總理大臣及外務大臣に要請する決議である。

○報告第一号 専決処分事項の報告について

土木費予算の市長の専決処分事項である。

○報告第二号 高萩市定期監査報告について

高萩市監査委員提出の定期監査報告である。

○報告第三号 昭和三十一年事務報告について

昭和三十一年中における市行政事務報告事項である。

○報告第四号 昭和三十一年度高萩市才入才出決算認定について

○報告第五号 高萩市都市

計画事業区才入才出決算認定について

一般會計において才入予算一三七、七九五、三九〇円調定額一五一、九一〇、四一〇円に對し収入落額一三〇、一八四、七九一円で収入未済額二一、七二五、六一九円となり、予算現額に對して七、六一〇、五九九円の減となつた。才出では当初予算一〇〇、三九九、七六七円追加額三三、九九五、六二三元で予算現額一三七、七九五、三九〇円となり支出落額一、二五〇、四七九、九一七円となり、五二五、一七四円となつた。

特別會計(都市計画事業費)においては才入予算額三、二二八、一八〇、二五四円に對し、収入落額一、三四〇、〇八一円で収入未済額二、八八八、一四四円となり予算現額に對して一、八八八、〇九九円は予算額三、二二八、一八〇、二五四円に對し、支出落額一、六一一、七七一円となり、六六三、四八七円と

として土地購入の事件決議である。

○議案第二十五号 火葬場建築について

先般の火災にかゝる火葬場建設の事件決議である。

○議案第二十六号 クリスマス島原水爆実験中止要請について

櫻村議員(議会の同意者六名)の動議による提出案件で平和人類の繁栄のためその実験中止を内閣總理大臣及外務大臣に要請する決議である。

○報告第一号 専決処分事項の報告について

土木費予算の市長の専決処分事項である。

○報告第二号 高萩市定期監査報告について

高萩市監査委員提出の定期監査報告である。

○報告第三号 昭和三十一年事務報告について

昭和三十一年中における市行政事務報告事項である。

○報告第四号 昭和三十一年度高萩市才入才出決算認定について

○報告第五号 高萩市都市

4月の納税は

固定資産税 都市計画税 第1期

○納期は4月末日限りです

○高萩市発展のため 市民福祉のため納期限内には必ず完納致しましょう

都市計画税の創設に ついて

昭和三十一年四月二十四日法律第八十一号をもつて地方税法の一部を改正する法律が施行せられ都市計画税を課することができることになったのであります。

高萩市におきましても都市計画事業を推進し早期事業完成を期する目的のもとにこれが財源の確保を図るため昭和三十二年より都市計画税を課することとなり去る三月十一日の建例市議会において賦課徴収上に必要な手続として都市計画税條例並に市税條例の一部改正條例が議決せられたのであります。

よつて固定資産税の課税標準となるべき評価額をいいます。

二、税率について
評価額の百分の〇、二となつています。

三、賦課の期日について
賦課の期日は当該年度の

初日の属する年の一月一日となつています。

四、納期日及び賦課徴収等について
納期日は第一期四月第二期七月第三期十二月第四期翌年の二月の各月の一日より末日限りとなつております。

賦課徴収は固定資産税の例によるものとし固定資産税を賦課し徴収する場合同様に徴収することになります。

高萩市都市計画税條例

(課税の根拠)

第一條 地方税法(昭和三十一年法律第八十一條以下「法一」といふ)第七百一一條一項の規定に基づいて都市計画税を課する。

二、都市計画税の賦課徴収については法令及び市税條例に定めがあるものほかこの條例の定めるところによる。

(納税義務者等)
第二條 都市計画税は都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二條の規定により決定された都市計画区域内に所在する土地及び家屋に對しその価格を課税標準として当該土地又は家屋の所有者に課する。

当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第三百四十三條において所有者又は所有者とみなされるものをいふ。

(税率)
第三條 都市計画税の税率は百分の〇、二とする。

(賦課期日)
第四條 都市計画税の賦課期日は当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

第六條 都市計画税の賦課徴収は固定資産税の賦課徴収の例によるものとし固定資産税を賦課し及び

徴収する場合にあわせて賦課し及び徴収する。ただし市長が都市計画税を固定資産税とあわせて賦課し及び徴収することができないと認める特別の事情がある場合においてはこの限りでない。

(徴税令書)
第七條 都市計画税の徴税令書は市税規則第二十一号様式による徴税令書による。

附則
この條例は公布の日から施行し昭和三十二年度分の都市計画税から適用する。

この税金は目的税でありますので都市計画事業費以外には使用することができないことになつております。今その内容について左記にお知らせ致しますから趣旨を御了解の上御協力を御願ひ致します。

記

一、納税義務者並に賦課の区域等について
都市計画法第二條の規定によつて指定された都市計画区域(旧高萩町一圓)に所在する土地及び家屋についてその評価額を課税標準として当該土地又は家屋の所有者に課することになつてます。

右の評価額は地方税法第三百四十九條の規定に

二、前項の「評価額」とは法第三百四十九條の規定によつて当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格をいふ同項の「所有者」とは

るときは同項の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。この場合において市長が別に定める納期は市長が都市計画税を固定資産税とあわせて賦課し及び徴収することができるし、徴収することについてはこの限りでない。

滞納税金に對する延滞金並に延滞加算金の徴収について

地方税法第三百二十七條の規定によつて税金を納期限までに納入しなかつた場合はその翌日より税額百圓について一日金参銭の割合及び地方税法第三百三十五條の規定によつて税金を指定期限(督促状に指定された期限)までに納入しなかつた場合はその翌日より税額百圓について一日金参銭の割合をもつて延滞加算金を徴収しななければならないことになつておりますがこれらの規定はいづれも滞納者に対する経済的な制裁として規定されておるものであります。高萩市においては従来納税者の負擔を少しでも軽くして納めやすくする

徴収する場合にあわせて賦課し及び徴収する。たし市長が都市計画税を固定資産税とあわせて賦課し及び徴収することができないと認める特別の事情がある場合においてはこの限りでない。

(徴税令書)
第七條 都市計画税の徴税令書は市税規則第二十一号様式による徴税令書による。

附則
この條例は公布の日から施行し昭和三十二年度分の都市計画税から適用する。

納税場所變更について

横川地區の納税者の皆さん
この四月より皆さんの御要望により納税の場所を高萩市役所に變更致しましたから御所知に致致します。

尚、納税者の便宜を図り出張徴収を行う予定になつておりますが、その日時場所等は決定次第追つて御知らせ致します。

徴収する場合にあわせて賦課し及び徴収する。たし市長が都市計画税を固定資産税とあわせて賦課し及び徴収することができないと認める特別の事情がある場合においてはこの限りでない。

(徴税令書)
第七條 都市計画税の徴税令書は市税規則第二十一号様式による徴税令書による。

附則
この條例は公布の日から施行し昭和三十二年度分の都市計画税から適用する。